

◎四十八番（宮下雅志君） 県民連合議員会の宮下雅志であります。通告に従って追加代表質問を行います。

初めに、二月補正予算についてであります。

二月補正予算は、通常年間所要見込額の確定に伴う補正や国庫支出金の確定等に伴う財源更正などのいわゆる予算の整理が主な内容となります。しかし、今年度の二月補正予算は、コロナウイルス感染症対策への緊急に措置すべき経費がある一方で、感染症の影響によって執行できなかった経費の減額など、事業費確定に伴う減額補正も多額に上り、例年とは異なる状況にあります。

さらに、感染症はもとより、先日の福島県沖地震への対応のように、緊急に措置すべき経費が生じた場合には、二月補正予算編成後も予算措置が必要となります。コロナウイルス感染症が予断を許さない状況にある中、年度内の緊急対応も視野に入れた対策が求められます。

そこで、二月補正予算編成に当たっての県の考え方を示してください。

今回の補正予算では、感染症の影響によって当初の予定どおりに執行することが困難となった事業の予算が減額されており、このような事業は今年度一年間を通して相当な数に上るものと思われまます。

これらの事業については、当初予算編成時には必要な事業として予算化されたものであり、令和三年度に向けて感染症の影響を踏まえながら、事業効果が発揮されるよう、見直しを含めた事業の再構築が必要であると考えまます。

そこで、新型コロナウイルス感染症の影響により実施が困難となった事業への対応についてお答えください。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

昨年末から急拡大した感染も十一都府県への緊急事態宣言発出後から減少

に転じ、全国的にはようやく昨年夏頃の状況に戻りつつありますが、まだ気を抜くことはできません。

国の緊急事態宣言解除後の経済活動の拡大や感染力の大きい変異ウイルスによる感染などリスク要因も大きく、ワクチン接種に相当の時間を要することも想定されることから、引き続き緩みなく対策を講じることが求められます。

本県においても、昨年末から新規感染者が急増し、一月上旬には病床利用率が六〇％を超え、即応病床では九〇％を超えるという危機的状況に至りました。

一月十二日には、不要不急の外出自粛要請と飲食店等の営業自粛要請を内容とする福島県新型コロナウイルス緊急対策が実施され、その後新規感染者の減少と病床利用率の低下などの効果が確認され、緊急事態を脱したとの判断から二月十四日に終了となりました。

しかし、本県においては、その後も介護施設や病院、学校などでのクラスターが発生しており、今後も感染拡大が懸念されることから、想定されるリスクに対する万全の対応が求められます。

その中で、病床の確保は最優先課題であります。いわゆる第三波の中で、大都市圏では入院できない陽性者が自宅待機中に重症化し亡くなるという痛ましい事態も起きております。

このように、病床が逼迫して必要な治療が受けられないという状況は絶対に避けなければなりません。県民が速やかに入院し治療できる体制を一月の病床逼迫の経験を踏まえ、しっかりと整える必要があると考えます。

そこで、県は感染症患者の適切な入院のため、病床の確保にどのように取り組んでいくのかお答えください。

入院調整中や自宅療養中の方など、施設での療養から外れる場合の対応も

重要です。本県においては、陽性者は病院や宿泊療養施設に入るのが大原則であり、自宅での療養は例外中の例外で、どうしても施設に入れない事情がある場合に限られており、これまで十名の方が自宅療養されたと聞いております。

また、入院調整に要する時間も大都市圏に比べ格段に短いようですが、重症化のリスクはゼロではありません。患者の状況によっては、急激に重症化するのがコロナウイルス感染症の怖いところであり、このような施設での療養の外に置かれる感染者が重症化することのないよう対応することが求められます。

そこで、県は入院調整中や自宅療養中の方の健康管理をどのように行っているのかお答えください。

今後の感染拡大のリスクに備え、検査体制の充実強化を図ることも重要です。無症状でも感染を引き起こすコロナウイルス対策においては、感染者が判明した際に行う積極的疫学調査を柔軟に幅広く行うことが重要であり、感染経路や感染源の把握、さらには感染の連鎖を防ぐためにも有効な手段となります。

しかし、さきのいわゆる第三波の感染が蔓延する中で、首都圏の幾つかの自治体では、重症化リスクの高い病院、高齢者施設、福祉施設等の関係者への調査のみに重点化し、それ以外の濃厚接触者等への検査は実施しない方針が示されました。これは、保健所等の逼迫した現場の状況に対応するためのやむを得ない判断であったとはいえ、積極的疫学調査を放棄したことは大きなショックでした。

本県においては、この事実を他の地域の出来事とせず、起こり得ることとして捉え、調査体制の整備に取り組む必要があると考えます。

そこで、県は接触者及び感染源を調べるための積極的疫学調査をどのよう

に行っていくのかお答えください。

昨年十二月に英国で報告された変異ウイルスについて、従来のものより最大で一・七倍感染しやすい可能性があり、ワクチンや検査薬、治療薬への影響についてはさらに実験的、疫学的分析が必要であることがWHOから示されました。ほかにも南アフリカやブラジルでの変異のほか、国内での変異も報告されております。

変異ウイルスの怖さは、どのような性質に変わるか予想できないところであり、感染力が高まった可能性のある英国株のほかに、免疫から逃避し、再感染の可能性のある変異株の発生も報告されております。本県においても、これまで五件の感染が確認されており、十分に警戒する必要があります。

そこで、県は新型コロナウイルスの変異株の感染拡大防止対策にどのように取り組んでいくのかお答えください。

我が国においても、ワクチンの先行接種が始まりました。一年以上に及ぶコロナウイルスとの戦いの様相を一変させるゲームチェンジャーとなることを大いに期待するものであります。

連日メディアを通してワクチンに関する様々な情報が流れております。中でも関心が高いのが副反応に関する情報です。痛みやアナフィラキシーショック、国内では蕁麻疹発症の報告もありました。また、二回目の接種後の副反応が強いことなど不安を感じる内容も多く、自分の基礎疾患や体質から接種をためらっている県民も多く見受けられます。

このような県民の不安を解消し、ワクチン接種をスムーズに進めることが重要であり、県の果たすべき役割は大きいものと考えます。

そこで、県は新型コロナウイルスワクチン接種に対する県民の不安払拭にどのように取り組んでいくのかお答えください。

新型コロナウイルス感染症は、医療機関はもとより、保健所をはじめとする現場の業務量を大幅に増加させております。中でも保健所では、コロナ対策の最前線として、積極的疫学調査や濃厚接触者の健康観察、検体搬送、様々な相談業務などへの対応が長期間に及んでおり、さらに今後はワクチン接種での市町村支援などが加わり、職員の肉体的、精神的負担の増大が懸念されております。

特に昨年末からクラスターが多数発生し、感染者が急増する中で、保健所や医療機関などの現場の負担が相当重くなっていると聞いております。このような状況の中で、医療提供体制を維持し、感染拡大を抑えようと懸命に取り組んでこられた関係者の御努力に改めて敬意を表します。今後もクラスターの発生が懸念されることから、保健所に過度な負担がかからないよう備えることが必要であると考えます。

そこで、県はクラスター発生時における保健所の負担増にどのように対応していくのかお答えください。

さきの緊急対策においては、時短要請に応じた飲食店に一日四万円の協力が支給されることとなり、苦境にあえぐ飲食店にとつては大きな支援となります。しかし、苦しいのは飲食店だけではありません。県内のあらゆる業種に影響が広がっており、特に人の移動を前提としているサービス業、中でも観光関連業種の状況は相当に深刻なものとなっております。

県は、これまでコロナ対策の緊急資金によって県内中小企業の資金繰りを支援してきました。一年近くも売上げが激減した事業者がこれまで生きてこられたのは、県の金融支援の成果であると言うことができます。

この緊急資金は、当初昨年十二月で終了する予定でしたが、その後期間が三月まで延長され、一社当たりの貸付限度額が四千万円から六千万円に増額されました。しかし、多くの企業はこれまでの借入れによって通常の

貸付枠を超えた状況にあり、返済を考えれば、これ以上の借入れは難しいことになります。

しかし、感染症の影響はまだまだ続くことが予想され、ここで支援を打ち切れば、数か月のうちに立ち行かなくなる企業が続出することが懸念されます。返済に関しては、今後何らかの特別な対応を検討する必要があると考えますが、今は緊急資金の期間を延長し、貸付限度額を引き上げた趣旨が生かされるよう、十二月までの借入れに上乗せできるような柔軟な対応が必要であると考えます。

そこで、県内中小企業への金融支援について、厳しい経営環境を踏まえ、柔軟に対応すべきと思いますが、県の考えをお答えください。

次に、再生可能エネルギー先駆けの地についてであります。

本県は、震災後、原発事故の福島という負のイメージを払拭し、復興の姿を世界にアピールするために、再生可能エネルギー先駆けの地を目指すことを復興理念の中心に据え、取り組んでまいりました。

そして、その具体的な姿の一つとして、二〇四〇年までに県内エネルギー需要相当分を再生可能エネルギーによって生み出すという大量導入の方針が示されました。

当初先駆けの地とは何を指すのかについて活発な議論が交わされた中で、私は単に大量に導入するだけでは不十分であり、福島モデルと言えるような再生可能エネルギーによる新たなエネルギーシステムを生み出す取組が必要であることを主張してまいりました。

これに対し、大量導入を当面の目標として走り出すのが、決して終わるわけではなく、今後先駆けの地にふさわしい姿になるよう取り組んでいくとの意気込みが示されました。

原発事故から十年、策定中の第二期復興計画の素案においても、本県の復

興・創生を切れ目なく推進するための土台として再生可能エネルギーがしっかりと位置づけられており、十年の節目に改めてトッパーランナーとして先駆けの地を目指すことを国内外に力強くアピールすべきであり、さらに再生可能エネルギーと水素を効果的に組み合わせた福島モデルと言われるような新たなエネルギーシステムを生み出す取組を積極的に進めるべきであると考えます。

そこで、震災から十年の節目を迎え、再生可能エネルギー先駆けの地の実現に向け、どのように取り組んでいくのか、知事の考えをお示しくください。

県は、今般の組織改編により、今後の成長が見込まれる再生可能エネルギーをはじめとした成長産業の推進に向けて、商工労働部内の各課室から関連産業を移管、統合して新たに次世代産業課を新設しました。

これまで再生可能エネルギー関連産業の育成・集積は、浮体式洋上風力発電実証研究事業の実施や産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所の設立などのほか、ドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州やフラインホーフアー研究機構等との連携協定による企業間交流を進めるなど、先駆けの地と呼ぶにふさわしい規模で進められてまいりました。しかし、地元への経済効果の点では満足できる状況には至っていないと感じております。

ここで必要なのは、地元企業の参入が進むことであり、新設された次世代産業化の下で関連する中小企業の連携を図りながら、各産業からの参入を呼び込むことで新たな価値が生み出されることを強く期待するものであります。

そこで、県は再生可能エネルギー関連産業への県内企業の参入をどのように支援していくのかお答えください。

世界初の複数基による浮体式洋上風力発電システムの実証が福島復興のシ

ンボルとして平成二十三年から開始されました。この浮体式洋上風力発電  
実証研究事業は、平成二十五年に二メガワット風車、平成二十七年には当  
時世界最大級の七メガワット風車、平成二十九年には五メガワット風車が  
順次設置され、検証が進められてきました。

我々県議会もこの世界的実証研究の成功をサポートするために先進地であ  
る欧州各国の洋上風力発電の実情を調査してまいりました。ところが、平  
成三十年には技術的課題があるとして七メガワット風車の撤去が決定され、  
さらに昨年十二月には国から二メガワットと五メガワットの風車について  
今年度で運転実証を終了し、来年度には設備を撤去するとの方針が示され  
ました。

国もこの間事業化の検討を進めてきたようですが、最終的には撤去という  
結論に至りました。復興のシンボルとして期待が大きかっただけに、今回  
の決定は残念でなりません。しかし、これまでの実証研究が全て無駄だっ  
たとは思いませんし、無駄なものとして終わらせるわけにはいきません。  
まずは、これまでの取組をしっかりと検証し、本県の今後の風力発電事業  
に生かしていくことが重要であると考えます。

そこで、国による浮体式洋上風力発電実証研究事業の結果について、県は  
どのように捉えているのかお答えください。

次に、地方創生等に係る課題についてであります。

新型コロナウイルス感染症はいまだ終息せず、県内各地ではウイルスによ  
るダメージが県民生活全般に広がっており、今後も当分の間は厳しい状況  
が続くことが懸念されます。

このような状況にあっても、地方創生や人口減少対策は継続して取り組ま  
なければならぬ最重要課題であり、ここで後退させるわけにはいきませ  
ん。コロナウイルスの影響が長引き、県民生活に暗い影を落としている今

こそ、地域の活力を高め、新たな魅力を生み出す施策を積極的に推進すべきであると考えます。

これまでのウイズコロナの中で得た経験や視点を踏まえながら、変化する生活環境を敏感に捉えて、それぞれの役割の中でしっかりと結果を積み上げていけば、厳しいコロナ禍にあっても、県民が安心して暮らせる、活力と魅力にあふれる福島を実現できると確信しております。

そこで、知事はコロナ禍を踏まえ、地方創生にどのように取り組んでいくのかお答えください。

新型コロナウイルスの影響により人々の価値観が変化しており、特に東京圏に住んでいる人々の地方暮らしへの関心が高まっていると言われております。コロナ禍の中で、人の移動など様々な制約はあるものの、この機を捉えて積極的に新たな活力を呼び込む移住、定住の取組を推進すべきであると考えます。

特に本県は首都圏に近く、豊かな自然に囲まれた生活環境を有し、観光、レジャー、歴史、伝統、食など、様々な魅力にあふれております。この魅力を余すところなく伝えることができれば、さらなる移住・定住の促進につながることを期待できます。そのためには、持てる資源を集中的に投入する、思い切った積極的、戦略的情報発信が必要となります。

そこで、県は移住促進に向けた情報発信にどのように取り組んでいくのかお答えください。

地域の活力を高めるためには、本県の基幹産業である農業の振興が欠かせません。中でも基幹作物である米を栽培する稲作農家の所得を確保することは地域経済や地域の活性化を支えるためにも重要であります。しかしながら、従来から米の需要減少に加え、今般のコロナ禍による急激な需要喪失により、令和三年産米の価格はさらに厳しい状況になることが懸念され

ており、稲作農家にとっては深刻な状況が続くこととなります。

米価の下落は、稲作農家の経営を直撃し、規模縮小を余儀なくされ、また後継者の確保が困難になるなど、経営の継続が難しくなり、ひいては地域の活力低下につながりかねません。私は、本県の農業産出額の四割弱を占める稲作の経営安定を図り、多くの農家がやりがいを感じ、安定した生活を送れるようになることが地方創生の礎になるものと考えます。

そこで、県は稲作農家の所得確保にどのように取り組んでいくのかお答えください。

安全で安心な生活環境の実現は地方創生の重要な要素であると考えます。しかし、現在の激しい気候変動の中では、どこに住んでいても災害と縁のない暮らしを送ることは難しくなっていました。

そのような中でも、県民の防災意識を高揚し、地域の防災力を高めることは、災害から県民の命を守る重要な取組であると同時に、より安全で安心な生活環境を実現することにもなります。そのためには、子供の頃から最新の防災技術や防災に関する課題を学ぶことによつて基本的な防災意識を定着させることが重要であります。

県は、これまで防災ガイドブック「そなえるふくしまノート」や発災後から避難するまでの行動などを掲載した「そなえるふくしまノート（避難編）」を作成し、市町村や小中学校に配布しています。さらに、今年度は日頃から自分の適切な避難行動を考えておくマイ避難を推進するためにマイ避難ノートを作成し、県内全世帯に配布しました。これらは、防災意識高揚の取組として意義のあることと思えます。

しかし、問題はどのように活用されているかであり、引き出しの奥に大事にしまつてあるのではなく、実際に防災意識の高揚につながる活用がなされるよう取り組むことが重要であると考えます。

そこで、県は県民の防災意識の高揚に向け、防災ガイドブックをどのように活用していくのかお答えください。

本県の地方創生を推進するためには、地域の特性を生かした産業の振興を図り、魅力ある地域づくりを推進するとともに、地域間の連携や交流を強化する必要があります。そのためには、広域的な道路の整備が極めて重要になります。

本県における高速道路は、震災後に常磐道が全線開通し、東北中央道の開通も間近に迫るなど、着実に整備が進んでまいりました。そして、これからは地域間の連携や交流を担う幹線道路についても、高速道路とともに利便性の高い道路ネットワークの構築に向けた機能強化に取り組むことが必要であると考えます。

そこで、県は広域的な連携や交流を促進するための道路ネットワークの整備にどのように取り組んでいくのかお答えください。

教育力の高さはその地域の大きな魅力の一つです。移住を考えている人にとっては、その地域の教育環境や難関大学への進学状況が気になるようで、その結果福島へは単身赴任という家庭も少なくないようであります。

しかし、この問題は非常に重要ではありますが、全てではありません。結果が数字となって表れるために比較対象となりますが、本来の教育の目指す姿は数字には表せないものが多いように感じています。生きる力や将来国や地域を支える民主主義の担い手、よき社会人の資質は数字では表せませんが、教育の重要な目的の一つであります。

とはいっても、移住を考えて不安を感じている人への答えにはなりません。ここで必要なのは、全国に誇れる福島の教育はこれだと自信を持って言える特色ある教育を示すことだと考えております。

そこで、県立高等学校において福島ならではの特色ある教育に取り組むべ

きと思いますが、県教育委員会の考えをお示しく下さい。

本県の少人数教育は、全国に誇れる福島ならではの教育の一つと言えます。この少人数教育は、いじめや不登校の発生件数が全国平均に比べて少ないという成果につながっております。

昨年十月に文部科学省から公表された令和元年度問題行動等調査の結果によると、本県の小中学校におけるいじめの認知件数は八千九十九件となっております。一見多いようですが、これは積極的な認知がなされていることを表しているものと考えます。認知はいじめ対応の第一歩であり、現場の教員の皆さんがいじめを見逃さないよう常に気を配っていることがうかがえます。

一方、本県の公立小中学校における不登校児童生徒数は二千百九十八人となっており、全国平均と比較すると千人当たりの出現数は少ないものの、昨年度より百六人増加し、震災以降増加の一途をたどっております。

県教育委員会は、不登校児童生徒一人一人の実態に応じた学びが保障できるように公立小中学校にスペシャルサポートルームを設置したと聞いております。しかし、本当に心配なのは学校に来ることができない子供たちです。不登校の要因は様々ですが、昨今のコロナウイルス感染症による児童生徒の心への影響も懸念されることから、不登校児童生徒への対応は急を要する重要課題となっております。

そこで、県教育委員会は公立小中学校における不登校の児童生徒にどのような対応していくのかお答えください。

地域の魅力である安全で安心な生活環境の中で、犯罪被害や交通事故からの安全・安心も重要な要素となっております。交通事故を防止するためには、交通安全施設などのハード整備に努めるとともに、運転者や歩行者の交通安全意識の向上に努めることが重要となります。

交通安全意識が向上すれば、交通安全マナーの向上となって表れ、事故防止の効果はもとより、地域全体の雰囲気も穏やかで落ち着いたものに変えていくという効果が期待できます。

本県は、令和元年度に信号機のない横断歩道での事故の発生や当時話題となったＪＡＦの全国調査の結果を受けて、信号機のない横断歩道での歩行者優先の徹底に向けた施策を県警察との連携の下に実施いたしました。最近では、横断歩道で止まる車が大分増えたと感じております。これはマナーではなく義務ではありますが、私はこの件を通して明らかに運転マナーの向上につながっていると感じております。

昨今は、あおり運転や自転車の迷惑行為など、交通安全意識や交通安全マナーとはかけ離れた事案が多数発生しており、交通安全意識向上の重要性を改めて実感しております。本県は、今後も横断歩行者優先の取組で得た成果を生かして、さらなる交通安全意識の向上に取り組むべきものと考えます。

そこで、県は県民の交通安全意識の向上にどのように取り組んでいくのかお答えください。

犯罪被害の防止の中で、未成年者が被害者となるケースが多いＳＮＳに起因した犯罪の防止に取り組むことも重要です。スマホの普及によってＳＮＳを利用する未成年者も大幅に増加しており、これに伴って様々な犯罪被害やトラブルが発生しております。特にお互いに顔を合わせないという特殊性もあり、気づかないうちに他人を誹謗中傷したり犯罪に巻き込まれて被害者になるなどのケースも増えているとのことでした。

ＳＮＳの利用者が安心して利用できる環境を維持していくためには、そこに潜む危険性とその対処方法を周知するなど、犯罪被害から未成年者等を守るための取組が今後ますます重要になってまいります。

そこで、SNSに起因した犯罪被害の防止に向けた県警察の取組についてお答えください。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

◎議長(太田光秋君) 執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

◎知事(内堀雅雄君) 宮下議員の御質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーについてであります。

私は、未曾有の複合災害の発生からこれまで、再生可能エネルギーの飛躍的な推進により本県の復興を成し遂げるとの強い思いに立ち、国、市町村、関係機関と連携し、様々な取組を進めてまいりました。

その結果、導入量は今年度末の中間目標の達成に向け着実に推移をしており、導入拡大に向けた共用送電線の一部運用開始、世界最大級の再エネ由来水素の実証施設である福島水素エネルギー研究フィールドの開所など、取組の成果が形となって現れてまいりました。

今月八日には、来年度から二〇三〇年度までの第二フェーズに向け、福島新エネ社会構想を改定したところであり、これまでの成果を最大限活用しながら、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大や地産地消の推進、県産水素の活用モデルの形成など、官民一体となって未来の新エネルギー社会のモデル創出を目指す新たな取組を進めていくこととしております。

引き続き、福島発の先進的な施策に挑戦をし、その姿をしっかりと発信しながら、再生可能エネルギー先駆けの地の実現、さらに二〇五〇年カーボンニュートラルの達成に向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、コロナ禍を踏まえた地方創生についてであります。

今般の新型コロナウイルス感染症は、新たな生活様式の実践など、これまでもの人と人との接触を前提とする常識や価値観を根底から揺るがしており

ます。

その流れは、大都市部における暮らしや働き方の価値観を変化させ、社会や人々の行動に変容をもたらしており、地方創生の可能性を広げる大きな契機になるものと考えております。

こうした変化に確実に対応できるよう、仕事と家庭を両立できる環境づくりや結婚、出産、子育てへの切れ目のない支援、ICTを活用した魅力ある教育環境の整備など、特に子育て世代に優しい本県の生活基盤づくりを進めた上で、テレワーク、ワーケーションの推進や地域企業等の課題解決に、主に大都市部からの専門人材や副業人材の参画を促進してまいります。

さらに、力強い地域産業の育成や新産業の創出などの取組にも挑戦を続け、県民お一人お一人が豊かさや幸せを実感し、次の世代においても福島に住んで働きたいという思いを持ち続けることができるよう、市町村をはじめ多様な主体と連携をしながら、福島ならではの地方創生をさらに進めてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長から答弁をさせます。

(総務部長佐藤宏隆君登壇)

◎総務部長(佐藤宏隆君)お答えいたします。

二月補正予算につきましては、年間所要見込額の確定等に伴う補正はもとより、新型コロナウイルス感染症対策や国の補正予算を活用した防災力の強化など、喫緊に措置すべき経費について計上したところであります。

今後緊急に生じる財政需要に対しても適時適切に対応するとともに、新年度予算と合わせ、切れ目なく事業の進捗を図り、復興・創生の実現と県民生活の安全・安心の確保に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に、感染症の影響により実施が困難となった事業につきましては、内容を組み替えて執行に努めるとともに、財源確保の観点から二月補正予算ま

でに六十四億円余りの減額補正を行い、新しい生活様式への対応などを踏まえた事業構築を図ってまいりました。

新年度当初予算についても、事業見直しを徹底し、切れ目なく対応するための予算を編成したところであり、引き続き効果的な事業執行を進めてまいります。

（危機管理部長大島幸一君登壇）

◎危機管理部長（大島幸一君）お答えいたします。

防災ガイドブックにつきましては、危機管理センターの見学者に配布しているほか、そなえるふくしまノート等を活用し、今年度から小学校における防災出前講座を県内五十一校で開催しております。

受講した小学校からは今後も継続して実施してほしいとの評価をいただいております。新年度は小中学校を対象に開催するなど、防災ガイドブックを有効に活用し、防災意識の高揚を図ってまいります。

（企画調整部長橘 清司君登壇）

◎企画調整部長（橘 清司君）お答えいたします。

移住促進に向けた情報発信につきましては、ウィズコロナの状況を踏まえ、潜在的な移住希望者の心に響くよう、インターネットを効果的に活用することが重要であります。

このため、「だったら、ふくしま」のフレーズが印象に残る本県出身タレントを起用した移住PR動画を配信するとともに、新年度は移住ポータルサイトについて若い世代が魅力を感じるデザインに一新するなど、ふくしまぐらしの魅力を積極的に発信してまいります。

（生活環境部長渡辺 仁君登壇）

◎生活環境部長（渡辺 仁君）お答えいたします。

交通安全意識の向上につきましては、信号機のない横断歩道での一時停止

を啓発するテレビCMをはじめ交通安全運動期間における街頭活動等を通じて交通ルールの遵守とマナーの実践を呼びかけてまいりました。

新年度は、現在策定を進めている第十一次交通安全計画を踏まえ、新しい年間スローガン「わたります 止まるやさしさ ありがとう」の下、関係機関と交通安全活動を展開しながら、思いやり、譲り合いの気持ちを醸成し、さらなる交通安全意識の向上に取り組んでまいります。

（保健福祉部長戸田光昭君登壇）

◎保健福祉部長（戸田光昭君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症における病床の確保につきましては、病床確保計画に基づき、患者の発生状況に応じ段階的に必要な病床を確保しているところであり、そうした中で地域で感染が急拡大したときには県内一円で入院調整を行うなど、広域的な運用により入院体制を確保してきました。引き続き、医療機関等と協力し、感染症患者に必要な医療を提供できるよう病床の確保に取り組んでまいります。

次に、入院調整中や自宅療養中の方の健康管理につきましては、入院を要する方は翌日までの入院に向け調整しておりますが、個別の事情により入院までに時間を要する方や自宅療養となる方には、保健所職員が電話で一日一回以上、症状の有無、日々の体温、貸し出した機器での測定による血液中の酸素飽和度の数値を確認しております。

また、体調変化があった場合には速やかに医療機関を受診できる体制を整えており、引き続き健康管理に万全を期してまいります。

次に、積極的疫学調査につきましては、感染者からの行動歴の聞き取りなどにより、感染経路や感染源を調べることで早期に濃厚接触者を特定し、感染拡大を防止する重要な調査であります。

十二月からの感染が急増した時期においても積極的疫学調査を行うこと

で、県外由来の感染や飲食を契機とした感染事例を把握し、県の緊急対策につなげております。

感染対策の基本となる調査であることから、引き続き迅速かつ丁寧に行つてまいります。

次に、新型コロナウイルスの変異株につきましては、感染力が高いことが伝えられておりますが、現在国において重症度やワクチンの有効性への影響等の調査が進められているところであり、その結果を注視してまいります。

基本的な感染対策は変異株であっても従来と同様であることから、引き続き濃厚接触者の早期把握に努めるとともに、日頃の感染対策の徹底を広く呼びかけ、感染拡大防止を図つてまいります。

次に、ワクチン接種に対する不安払拭につきましては、医療従事者への先行接種に併せて行われる副反応に関する分析の結果をはじめワクチンの有効性や安全性に関する最新の情報について国等からの情報収集に努め、県民に対して分かりやすく提供するとともに、コールセンターを設置し、相談に当たるなど、県民の不安払拭に取り組んでまいります。

次に、クラスター発生時における保健所への対応につきましては、県対策本部からの職員派遣や管内の市町村保健師の協力等により所内の体制を強化するとともに、必要に応じクラスター発生施設にDMATの医療従事者や感染症の専門医等による感染対策支援チームを派遣し、保健所職員と共に感染拡大防止とクラスターの早期収束を図つてまいりました。

今後もクラスターの発生に対し、保健所を中心に関係機関が緊密に連携して、早期の収束に向け対応してまいります。

(商工労働部長宮村安治君登壇)

◎商工労働部長(宮村安治君)お答えいたします。

県内中小企業への金融支援につきましては、県単独の特別資金や実質無利子型資金を創設して以降もコロナ禍の長期化により経営環境が厳しさを増す中、実質無利子型資金の貸付限度額の引上げや申請期限の延長を実施するなどして事業者の資金需要に応えてまいりました。

現在追加の融資をはじめ借換えの実施や据置期間の延長など、事業者の実情に応じた柔軟な対応を行うよう金融機関等に繰り返し要請しており、引き続き事業者の支援に全力で取り組んでまいります。

次に、再生可能エネルギー関連産業への県内企業の参入につきましては、エネルギー・エージェンシーふくしまによるコーディネート活動等により県内各地域からの参入の動きが大きくなってまいります。

今後は、ロボット分野等における最先端技術を再エネ分野で活用するなど異分野連携による相乗効果をより一層発揮できるよう、新年度次世代産業課を設置し、研究開発から事業化、販路拡大まで一体的かつ分野横断的に推進してまいります。

次に、浮体式洋上風力発電実証研究事業につきましては、事業の終了を表明した国において、これから実施される施設の撤去に関する作業も含めてさらなる検証を進め、成果や課題が整理されていくものと認識しております。

県といたしましては、今後の技術開発の動向や今般改定された福島新工社会構想を踏まえ、関係機関と連携を図りながら再エネ関連産業の育成・集積に努めてまいります。

（農林水産部長松崎浩司君登壇）

◎農林水産部長（松崎浩司君）お答えいたします。

稲作農家の所得確保につきましては、米価の安定及び稲作と転作を組み合わせさせた水田のフル活用による所得の向上が重要であります。

このため、需要に見合った主食用米の生産を基本に、国の交付金と県単独事業を活用し、団地化による飼料用米生産の低コスト化、大豆、ソバ等の土地利用型作物や収益性の高い園芸作物等の導入による経営の複合化を図るなど、稲作農家の所得が確保されるよう力を入れて取り組んでまいります。

（土木部長猪股慶藏君登壇）

◎土木部長（猪股慶藏君）お答えいたします。

広域的な道路ネットワークの整備につきましては、生活圏相互や隣接県との連携・交流を促進するための路線の重点的な強化を図るため、現在策定を進めている新広域道路交通計画の中で会津縦貫道をはじめ県土の骨格を形成する基幹的な道路や、空港、港湾等の交通拠点へのアクセス道路等を重要な路線に位置づけ、県土の将来像を見据えた広域道路ネットワークの整備を計画的に進めてまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

県立高校における福島ならではの特色ある教育につきましては、震災後課題先進地となった本県だからこそ、生徒が社会の一員として当事者意識を持って主体的に学び、協働しながら考えを深め、行動できるよう、地域に根差した課題解決型の学習を推進しているところであります。

今後は、県の震災関連施設の活用などにより、生徒が震災の記憶を継承し、未来につなぐ探究的な学びを一層推進してまいります。

次に、公立小中学校における不登校の児童生徒につきましては、個々の状況を的確に捉え、早期に対応していくことが重要であると考えております。

このため、具体的な児童生徒支援の在り方を新たに教職員向けのサポートガイドとして取りまとめ、先月末に発出したところであり、今後は本ガイ

ドの活用を通して多様化、複雑化する不登校の要因や背景に丁寧に対応し、未然防止と解消に取り組む考えであります。

（警察本部長和田 薫君登壇）

◎警察本部長（和田 薫君）お答えいたします。

SNSに起因した犯罪被害防止の取組につきましては、生徒や教職員等に対し、犯罪に遭わない知識などの情報モラルに関する講習を実施しているほか、県警ホームページ等も活用し、SNSの適切な利用方法等について広報啓発活動を行っております。

また、相談等の受理時における被害拡大防止のための助言や指導、サイト事業者への違法、有害な情報の削除依頼等も行っております。

今後とも、こうした取組やSNS利用犯罪の取締りを通じ、被害防止を図ってまいります。